

保護者各位

令和 3年 11月 24日

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について協力依頼

日頃より、本市学校教育の充実にご理解・ご協力いただき、感謝申し上げます。
さて、県教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の地域の感染レベルを「1」に引き下げました。
これを受け、本市の児童生徒等の新型コロナウイルス感染症関連の出席停止については、下記のとおりといたします。
なお、今後の感染拡大状況に変化があった場合には、改めてお知らせいたします。
保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 変更となる内容

状 況	出席停止の取扱い
児童生徒等に症状はないが、同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	登校可能
児童生徒等に症状はないが、保護者が学校を休ませたいと相談したい場合	原則、出席停止とはしない。 ※ただし、特別な事情がある場合は学校と相談ください。

2 継続する内容

状 況	出席停止の取扱い
児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで出席停止
児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間(感染者と最後に接触した翌日から2週間程度)は出席停止
児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合	出席停止 (症状がなくなれば登校可能)

※上記の対応開始日は、令和3年11月25日(木)といたします。